

税務キャッチ・アップ 非営利法人関係

一般社団法人・一般財団法人の税務

1 はじめに

一般社団法人・一般財団法人は、公益法人制度の改革により、2008年12月にできた非営利法人制度である。非営利法人は、構成員への利益の分配を目的とした法人ではなく、活動で得た利益をその法人の目的達成のために使っていく法人である。

非営利法人の中には、特定非営利活動法人(NPO)、社会福祉法人、学校法人など様々な法人があるが、一般社団法人・一般財団法人は、目的とする事業に制約が無く、公証人役場で定款の認証を受けて法務局で登記をすれば法人格を取得でき、法人の業務や運営について行政庁から監督を受けることがないため、昨今設立数が増えている。

本稿では、非営利法人制度の概要と実務上の留意点について解説する。

2 課税形態

法人税法上、「非営利型法人」と「非営利型法人以外の法人」の2つに大きく区分され、「非営利型法人」に該当すれば、法人税法上の収益事業(政令で定める34事業)から生じた所得のみが法人税の課税対象になる。

「非営利型法人以外の法人」に該当すれば、株式会社などの普通法人と同様にすべての所得が法人税の課税対象になる。

また、「非営利型法人」は、さらに「非営利が徹底された法

人」(以下「非営利徹底型法人」という)と「共益的な活動を主たる目的とする法人」(以下「共益活動型法人」という)に分かれる。この「非営利型法人」に該当する為には、定款の規定や理事の構成等に要件が定められているので、設立時に注意が必要である。

3 「非営利徹底型法人」

「非営利徹底型法人」とは、次のすべての要件を満たしている法人をいう。

- ① 剰余金の分配を行わないことを定款に定めていること
- ② 解散時に、残余財産を国・地方公共団体や一定の公益的な団体に贈与することを定款に定めていること
- ③ 上記①②の定款の定め違反する行為を行う事を決定し、または行ったことがないこと
- ④ 各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下であること

4 「共益活動型法人」

「共益活動型法人」とは、次のすべての要件を満たしている法人をいう。①会員に共通する利益を図る活動を行うことを目的としている②定款等に会費の定めがある③主たる事業として収益事業を行っていない④定款に特定の個人または団体に剰余金の分配を行うことを定めていない⑤解散時にその残余財産を

特定の個人または団体に帰属させることを定款に定めていない⑥上記①から⑤まで及び⑦の要件に該当していた期間内に、特定の個人または団体に特別の利益を与えることを決定し、または与えられたことがないこと⑦各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が理事の総数の3分の1以下であること

5 おわりに

最近では、助産師が助産施設を一般社団法人として設立運営するなど、個人でしか営業できなかった事業を法人化するために利用する手段として選択されている。また、地域のコミュニティカフェや地域活動拠点施設の運営団体などが法人格を得るために設立するケースも見られる。

なお、一般社団法人・一般財団法人が「非営利型法人」となるためには、最低でも3人以上の理事が必要であり、その理事が親族等である割合が3分の1以下であることが必要となる。設立時にどの形態をとるべきか方向を定めてから設立することが大切である。

(法人税法第2条第9号の2イ.ロ、法人税法施行令第3条第1項.2項)

(右山研究グループ
税理士 山本 裕子)